		1．令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の募集時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から完結でいろいろな世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	ア．申請書を提出し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から随時	ウ．随時申請を受け付けており、婚姻を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け付け、婚姻の日から援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいサイトや英語・外国語文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
22	23	16	16	10	1	20	12	23	0	3	6	8	0	1	22	0	0	0	11	1	12	0	0	0	1	1	7	0	13	17	3	4	4
広島県	広島市	○	○			○	○	○							○						○						○		○	○	○		
広島県	呉市	○		○		○	○	○							○				○										○	○		○	就学援助のお知らせを外国語に翻訳
広島県	竹原市	○	○			○	○	○							○						○						○					○	継続等の世帯変更があった場合や転入の際に就学援助制度の紹介をしている。
広島県	三原市	○	○			○		○			○	保護者連絡チャネル（すぐーる）にて案内及び申請書を配信。 入学前支給については、就学時健康診断の案内に同封して発送。			○				○									○	○			
広島県	尾道市	○	○	○		○	○	○							○				○											○			
広島県	福山市	○	○			○		○			○	・子育て関連の案内冊子に制度を記載 ・個人懇談、家庭訪問等で制度を周知			○				○								○		○				
広島県	府中市	○		○			○	○							○				○										○				
広島県	三次市	○	○	○		○		○		○					○						○						○			○			
広島県	庄原市					○	○	○							○				○											○			
広島県	大竹市	○	○				○	○		○	○	各地区の民生委員協議会に出席し、民生委員に対し制度の説明および周知を行い、協力を依頼している。 次年度新一年生の保護者に対し、案内を郵送した。			○							○									○			
広島県	東広島市	○	○	○		○	○	○			○	入学前支給については、市の他新書が運営する子育て支援アプリへの掲載、就学時健康診断の案内の書類に同封して配付、新中1になる小学6年生全児童へ配付			○									○	新入学学用品費の入学前支給分は、希望者が教育委員会へ提出。その他の申請は希望者が学校へ提出。			○	○	○		
広島県	廿日市市	○	○			○		○							○						○								○	○			
広島県	安芸高田市		○	○		○		○			○	子育て支援に関するパンフレット等に制度の概要を掲載			○				○										○	○			
広島県	江田島市	○	○			○		○							○				○								○		○	○	○		
広島県	府中町	○	○	○		○	○	○		○					○						○								○	○			
広島県	海田町	○	○	○		○		○							○						○									○			
広島県	熊野町		○	○		○		○							○						○								○				

都道府県	市町村名	2. 新入学児童を対象に学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○） <小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校> (2)（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 城内幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 城内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内（文書配布（兄弟姉妹がいる場合など））	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校> (6)（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給日数に変動があるから	エ. （入学前支給と）児童な自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校> (9)（8）のエ及びオの内容
22	23	22	0	1	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	1	1	12	8	0	8	10	8	3	6	3	2	0	3	7	7	0	0	0	1	0	0	0
広島県	広島市	○							○										○			○			○														
広島県	呉市	○							○											○		○		○		○													
広島県	竹原市	○							○										○				○								○	就学時健康診断の際に教育委員会が実施会場で案内を配布している。							
広島県	三原市	○							○									○				○	○								○	就学時健康診断の案内にチラシを同封して発送							
広島県	尾道市	○							○											○		○	○	○	○														
広島県	福山市	○							○										○			○	○	○															
広島県	府中市	○							○										○					○		○													
広島県	三次市	○								○									○											○									
広島県	庄原市	○							○										○								○												
広島県	大竹市	○							○											○		○	○	○				○		○									
広島県	東広島市	○							○											○		○									○	市の他部署が運営する子育て支援アプリへの掲載、就学時健康診断の案内の書類に同封して配付							
広島県	廿日市市	○							○											○			○								○	就学時健康診断の案内とともに案内を送付							
広島県	安芸高田市	○							○											○					○	○													
広島県	江田島市	○							○										○			○	○			○	○	○											
広島県	府中町	○							○										○					○															
広島県	海田町	○							○										○				○	○															
広島県	熊野町	○							○										○				○								○	就学時健康診断の案内の書類とともに配付							

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童がいないため、その費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象児童がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．年度の開始時だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に伴う負担が大幅になる、事務量が増加するから	エ．入学前と入学後の保育料負担調整があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実施条件等の設定について（重要項目） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実施している条件等の設定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに設定した条件等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事情に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の拡充による対応	オ．新たに設定した条件等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)（1）のキの内容
23	23	22	0	1	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	1	1	12	8	0	0	0	1	0	0	0	12	1	8	0	0	1	1	1
広島県	広島市	○							○										○								○								
広島県	呉市	○							○											○							○								
広島県	竹原市	○							○											○										○					
広島県	三原市	○							○									○												○					
広島県	尾道市	○							○										○														○		
広島県	福山市	○							○										○								○								
広島県	府中市	○							○										○								○			○					
広島県	三次市	○								○									○								○								
広島県	庄原市	○							○										○								○								
広島県	大竹市	○							○											○							○								
広島県	東広島市	○							○											○							○								
広島県	廿日市市	○							○											○										○					
広島県	安芸高田市	○							○											○							○								
広島県	江田島市	○							○										○											○					
広島県	府中町	○							○										○								○								
広島県	海田町	○							○										○															○	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定。 令和3年度及び令和4年度は認定基準を設けず、昨年度の世帯所得をもとに認定。
広島県	熊野町	○							○										○								○								

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる要要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村想定所得金額限度額に掛ける係数（倍率）		（6）（3）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（3）でソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村が独自の判断	ウ．市区町村が独自の免除	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．児童扶養手当受給者の臨時日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子家庭の減免	コ．認定取消の減免	サ．学校納付金の納め遅れ、滞納等があるが、補習等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の支援基準に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.15倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して相を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（463万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に関する保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を限度額に一定の係数を掛けたもの（例．課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および限度額を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍		ア．基準額が変更になるため認定基準に変動（例：生活保護基準の見直しにより、認定基準が下がる）	イ．基準額が変更されないため認定基準に変動なし（例：生活保護基準の見直しの影響がないため、認定基準は変更されない）	ウ．生活保護基準見直しの影響がないと想定されるが、対応していない	エ．その他	内容	（4）（1）でイ、ウ、エ回答した場合 年	月	令和4年度
22	23	23	21	20	20	20	22	5	2	16	18	8	4	7	13	8	7	7	0	8	22	0		0	4	11	3	1	0	0	0	11	11	
広島県	広島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1		1．世帯の収入が激減した場合、直近3年分の給与と直近の賞与を1年分の収入として換算し、審査用所得から3割減かつ、認定基準額を下回っていれば、認定としている。 2．雇用保険を受給しており、受給満了期間が当該年度を含んでいること、雇用保険受給者以外の世帯員については、別途所得審査を行っている。		○		○						30%未満
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.1					○						平成29	4	15%未満
広島県	竹原市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.5													20%未満
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		雇用保険の失業等給付を受けている者											25%未満
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3													20%未満
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成24	4	15%未満
広島県	府中市	○	○			○	○	○							○					○			特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額に基づき、収入額及び需要額を査定し、収入額が需要額のおおむね1．3倍を超えない世帯。											15%未満
広島県	三次市	○	○	○		○	○			○	○			○		○					1.3				○		○								15%未満
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.5		その他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。											20%未満
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.24				○		○								20%未満
広島県	東広島市		○	○	○	○	○				○					○					1.3					○						平成24	12	15%未満
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.25					○						平成29	3	25%未満
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		保護者の死亡或いは災害に遭った場合等			○						平成24	12	20%未満
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○			1.3														25%未満
広島県	府中町	○		○	○	○	○								○		○			○	1.2		雇用保険の失業給付を受けている者、災害・死亡・失業等により、家計に著しい影響を受けた者			○						平成24	12	20%未満
広島県	海田町	○	○	○	○		○									○				○	1.1		保護者の死亡や、災害にあうなど、特別な事情			○						平成20	4	20%未満
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○				○	1.1		雇用保険の失業給付者、新型コロナウイルスの影響による収入激減			○						平成24	12	20%未満

7. 令和5年度進級時就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	1-1. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
22	23	23	0	0	3	3	3	20	20	0	5	23	0	0	1	1	1	22	22	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	8	22	12	12	11	11	11	0	0	0	8	5
広島県	広島市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	30,081								○			○	28,105	19,173				※2	※1：小学校1年生については、通学用品費を支給していない。 ※2「広島市立学校修学旅行実施基準」で定める教育最高限度額を限度としている。
広島県	呉市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							支給実績なし。	○			○	29,500	25,479				呉市が上限額を定めているため、	
広島県	竹原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	28,400	28,400				修学旅行費の実際額を参考に単価を設定。	オンライン学習通信費については、令和5年度の支給対象者・支給金額を現在調整中。
広島県	三原市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	28,300	25,412				過去実績に基づく一人あたりの平均額を参考に単価を設定	
広島県	尾道市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							令和4年度支給実績なし	○	○	25,007								
広島県	福山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	50,000	29,611				過去の支給実績を参考に、公立校が上限を超えない金額を設定し助定している	
広島県	府中市	○						○	11,640		特別支援教育就学奨励費（法分１）の国庫補助対象額を参考にしている	○						○	51,110			○	○	0							支給該当者なし	○	○	35,175								
広島県	三次市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	28,300								
広島県	庄原市	○						○	13,900		「通学用品費」は「学用品費」に含めて支給。「学用品費」小学1年生11,630円/小学2～6年生13,900円 「卒業アルバム代等」「オンライン学習通信費」は支給対象外。	○						○	51,060			○	○	0							実績なし	○	○	27,664								「通学用品費」は「学用品費」に含めて支給。「学用品費」小学1年生11,630円/小学2～6年生13,900円 「卒業アルバム代等」「オンライン学習通信費」は支給対象外。
広島県	大竹市	○						○	12,600		通学用品費を支給していないぶんに増額	○						○	54,060													○	○	23,975								
広島県	東広島市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	9,034								○			○	33,000	28,481				上限額に達しない場合、実費。 *28年度に各学校の修学旅行費の実費の現状を踏み、過去の修学旅行費最高額を参考に設定した。	
広島県	廿日市市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	32,075								○			○	30,455	21,875				中学校の上限金額の1/2	
広島県	安芸高田市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	26,180								令和5年度の予算単価を計上。通学用品費は年生は除く
広島県	江田島市	○			○	11,630	11,630					○						○	54,080													○	○	35,000								
広島県	府中町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	29,498								
広島県	海田町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	30,000	30,000				海田町小・中学校修学旅行実施基準で定める教育最高限度額と同額で設定	
広島県	熊野町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	29,156								

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

1．令和5年度就学援助制度の実施について

		1．就学援助制度の周知方法																																	
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○）								（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○）						（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じての入学説明会の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から振助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学校で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	ア．自己つけやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間回数や日数、機等を記載	エ．各費目の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
23	23	16	16	10	1	20	12	23	0	3	6	8	0	1	22	0	0	0	11	1	12	0	0	0	1	1	7	0	13	17	3	4	4
広島県	坂町	○			○		○	○			○	福祉事務所に依頼し、母子・父子家庭、生活困窮相談等の相談があった、児童生徒のいる世帯には、制度の案内をしてもらい、詳細については教育委員会で手続き説明等を受けるよう言っているでもっている。また、転入、転出の場合も、必ず制度説明を行っている。				○					○												○	福祉事務所で、離婚、母子・父子家庭、生活困窮相談等の相談があった場合、申請、該当の有無に関わらず、就学援助制度を知っていると申請出し、必ず学校教育窓口に言いでもらう。また、転入、転出の場合も制度を簡単に説明し、ご案内文を手交し、丁寧に説明を行う。転出先でも継続して支援が受けれるよう、必ず説明を受けよう案内する。外国人の世帯については、学校で申請の支援を行ってもらうか、学校教育課で説明を受けるように動めてもらい、希望によっては、窓口で申請書を記載する支援を行う。 丁寧な窓口対応により、保護者間でこんな制度があるから、役場の学校教育課へ聞いてみたらとロコミでの周知へ繋がる。
広島県	安芸太田町					○	○	○							○						○									○				
広島県	北広島町		○	○		○		○							○				○	○	○								○	○			
広島県	大崎上島町					○	○	○							○				○														
広島県	世羅町					○		○						○					○								○			○			
広島県	神石高原町	○	○			○		○							○						○						○		○	○		○	教育室内の英語バージョンを広報、ホームページに記載

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○） <小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の保護者の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の中学校で生徒会及び保護者に対して案内（配布に加え説明会など）を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7)（4)ケ.イ. ウ. エ.にO印をした場合、(入学前支給の) ①開始時期 ②申請期日 ③(7)の場合)支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えると、支給事務に転換へ。した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. (入学前支給と位置づけ)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
23	23	22	0	1	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	1	1	12	8	0	8	10	8	3	8	3	2	0	3	7	7	0	0	0	1	0	0	0
広島県	坂町	○							○										○												○	就学時健康診断の当日受付窓口で配布							
広島県	安芸太田町	○							○										○												○	就学時健康診断の結果通知とともに保護者へ送付							
広島県	北広島町	○							○											○			○			○													
広島県	大崎上島町			○																															○			
広島県	世羅町	○							○								○							○		○	○											
広島県	神石高原町	○							○											○										○								

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初旬（入学式前）	<中学校> ア．手続の簡便だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に比例して手続の時間が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化と教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．家計急変世帯の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の活用により対応	オ．新たに認定基準を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
23	23	22	0	1	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	1	1	12	8	0	0	0	1	0	0	0	12	1	8	0	0	1	1	1
広島県	坂町	○							○										○											○					
広島県	安芸太田町	○							○										○											○					
広島県	北広島町	○							○											○									○						
広島県	大崎上島町			○																				○						○					
広島県	世羅町	○							○								○											○							
広島県	神石高原町	○							○											○								○							

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額等に掛ける係数（倍率）		（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の非課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所長の指示する職業訓練を受講している者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事情の調査	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の払い忘れ、滞納等が多い者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による受付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるものの（例）生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）をS（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して機械的に要件が変わるものの（例）生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）をS（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）をS（4）に記入してください。例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を除き一定の係数を掛けたもの（例、課税最低限度額の1.0倍、1.15倍等）（係数および区分をS（5）に記入してください。）	テ. その他	22	0	3	0	4	11	3	1	0	0	0	11	11	
		21	21	20	20	20	22	5	2	16	18	8	4	7	13	8	7	7	0	8	22	0	3	0	4	11	3	1	0	0	0	11	11	
広島県	坂町																○				13					○						平成17年	4	20%未満
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	1.3		生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者											20%未満
広島県	北広島町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1.3				○			○						20%未満
広島県	大崎上島町	○	○				○					○	○	○		○					1.3					○					平成24	12	15%未満
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○					1.3					○					平成24	12	25%未満
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.5													20%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和5年度重要夜間就学援助額 | | |

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	学用品費 実費・限度額支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・限度額支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・限度額支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・限度額支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	（5）補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
23	23	23	0	0	3	3	3	20	20	0	5	23	0	0	1	1	1	22	22	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	4	23	12	12	11	11	11	0	0	0	2	8	
広島県	坂町	○						○	22,730			○						○	63,000												○	○	33,373									児童生徒の生活困窮状況について、学校現場での把握は困難である。令和の時代に困窮なんてと、生活困窮についての認識が低い。困窮に陥る原因については、保護者収入が低所得である場合が大半ではあるが、低所得の要因としては、保護者の精神疾患、家計の運用が苦手等、様々な要因がある。困窮状況、貧困は、そこで育っていく児童生徒の人生に大きく影響を与える。 就学援助制度は、単なる教済措置はなく、教育現場で唯一できる、困窮世帯の支援児童のセーフティネットである。教育委員会は理解し、教育委員会内の場合で、優先順位が下でなってはならない。就学援助は、世帯の申請によるものではあるが、支給を受ける・させ世帯が支給を受け、児童生徒が多くとも、良好な状態で学校で学習し、生活できるよう、周知、申請、受付、支給の就学援助事務について、担当者だけにまかせたり、担当者の意識の違いにおをされることなく、教育委員会内で就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、協議する場が必要である。
広島県	安芸太田町	○						○	22,730			○						○	60,000												○			○	60,910	23,679						
広島県	北広島町	○			○	22,785	21,001					○						○	63,000												○			○	60,910	24,545						
広島県	大崎上島町	○						○	22,740		就学援助費と同額	○						○	60,000												○	○	60,128									
広島県	世羅町	○			○	25,000	23,973				学用品費・通学用品費を合わせて上限額を設定、支給平均額も会計額で算出	○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	55,970						
広島県	神石高原町	○						○	22,730			○						○	63,000												○	○	67,237									